

北海道告示第11540号

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号の規定により、令和4年12月22日からの大雪による災害に関し、同月23日、北見市、紋別市、枝幸郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町及び紋別郡雄武町の区域を災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する区域として指定した。

令和4年12月23日

北海道知事 鈴木 直道